

# にじいろ ぽけっと 規約

## (名称及び事務局)

第1条 この会は、「にじいろ ぽけっと」(以下本会という。)と称し  
事務所は、佐賀県小城市牛津町牛津 567-5 に置く。

## (目的)

第2条 佐賀県内の生活困窮世帯の子どもとその家族を対象に食料支援、居場所の提供  
その他生活に必要な支援をする事業を行い、その家族が夢と希望を持って心身共に  
安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども宅食事業
- (2) 学習する場および居場所を提供する事業
- (3) 学習サポート事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本会は活動の推進と支援のため広く会員を募集する。

- (1) 本会の目的に賛同し、その事業に協力するために入会した個人とする。

## (入会・退会)

第5条 本会への入会は、入会届を提出し会の目的、事業を理解し代表世話人の承認を得ること。  
また退会の申し出も代表世話人の承認を得ること。

## (会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

## (役員種別及び定数)

第7条 本会には、次の世話人及び監事を置く。

- (1) 世話人 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 世話人のうち1名を代表世話人とする。

## (選任)

第8条 世話人は、総会において会員の中から選任する。

2 代表世話人は世話人の互選とする。

## (職務)

第9条 代表世話人は、本会を代表し会務を総括する。

2 世話人は、世話人会を構成し、本会の定め及び総会又は世話人会の議決に基づき、会務を執行する。

3 監事は、本会の業務及び会計に関する次の職務を行う。

- (1) 本会の会計の状況を監査する。
- (2) 世話人会の業務遂行の状況を監査する。
- (3) 監査の内容に疑義のあるときに、世話人会または総会を招集する。

(任期)

第10条 本会の世話人の任期は2年とし再任を妨げない。

(報酬)

第11条 世話人及び監事は無報酬とする。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び世話人会として、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は全会員をもって構成する。

2 世話人会は、世話人をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を審議し決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項

2 世話人会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第15条 通常総会は年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 世話人会が必要と認めたとき。
- (2) 世話人総数の5分の1以上又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

3 世話人会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 代表世話人が必要と認めたとき。
- (2) 世話人総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会及び世話人会は、代表世話人が招集する。

(議長)

第17条 総会及び世話人会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会及び世話人会は、構成員総数の過半数の出席で成立とする。

(議決)

第19条 総会及び世話人会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席した構成員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

2 総会及び世話人会の議事は、この規約に規定するもののほかは、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由で総会及び世話人会に出席出来ない構成員は、予め通知した事項について、書面で表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することが出来る。

2 前項の規定により表決した構成員は、前条2の規定の適用について出席したものとする。

3 議決事項について特別の利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使できない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記する)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要及び議決結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算書は、代表世話人が編成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第24条 本会の事業報告書及び収支決算書は代表世話人が作成し、監事の意見を付け総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第25条 この規約の変更は、総会で会員出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

(設立年月日)

第26条 本会は、令和2年9月26日設立する。

付則 この規約は令和2年9月26日より施行する。

内規 本会の会費は以下の通りである。

年会費(個人)	500円
---------	------